

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

告 示

○水域利用調整区域の指定.....	(防災消防課)	57
○北海道公債の定時償還の抽せんの実施.....	(財政課)	58
○道営土地改良事業計画の決定.....	(土地改良指導課)	58
○道営土地改良事業変更計画の決定.....	(土地改良指導課)	58
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....	(治山課)	58
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....	(治山課)	58
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課)	59
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	59
○道路の供用の開始.....	(道路整備課)	60
○道路の区域の変更及び供用の開始.....	(道路整備課)	60

支 庁 告 示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	60
道教育庁上川教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	62

告 示

北海道告示第604号

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例（平成15年条例第35号）第18条の規定により、次の2つの水域を人の遊泳する区域として水域利用調整区域に指定した。

平成16年6月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 おたるドリームビーチ海水浴場水域

(1) 区域

概ね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年規則第23号）第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点)

小樽市道大浜海水浴場通線の北西方向延長線（以下「基線」という。）と海岸線が交差する地点から新川河口方向へ海岸線に沿って100mの地点

(B点)

A点から、基線に平行する直線上の沖合方向60mの地点

(C点)

基線と海岸線が交差する地点から星置川河口方向へ海岸線に沿って1900mの地点

(D点)

C点から、基線に平行する直線上の沖合方向60mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成16年6月26日から8月31日まで

2 サンセットビーチ銭函海水浴場水域

(1) 区域

概ね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年規則第23号）第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点)

小樽市銭函3丁目56番地東端境界線の北西方向延長線（以下「基線1」という。）と海岸線が交差する地点

(B点)

基線1上で、A点から沖合方向70mの地点

(C点)

小樽市銭函3丁目51番地8西端境界線の北西方向延長線（以下「基線2」という。）と海岸線が交差する地点

(D点)

基線2上で、C点から沖合方向70mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成16年6月26日から8月31日まで

植えまじょう
命はくむ
木々達を

北海道告示第605号

北海道公債の元金に係る平成16年 8月20日定時償還について、次のとおり抽せんを行う。
平成16年 6月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 償還銘柄及び償還金額

銘	柄	償 還 金 額
北海道第22回 1号公債		9 億円
北海道第22回 2号公債		9 億円
北海道第22回 3号公債		9 億円
北海道第22回 4号公債		10億5,000万円
北海道第22回 5号公債		10億5,000万円
北海道第22回 6号公債		7 億5,000万円
北海道第22回 7号公債		9 億3,000万円
北海道第22回 8号公債		6 億6,000万円

2 償 還 期 日 平成16年 8月20日（金）

3 抽せん日時 平成16年 6月30日（水）午後 2時

4 抽せん場所 株式会社 北洋銀行本店
札幌市中央区大通西 3 丁目11番地

5 抽せん方法 電子計算機抽せん

北海道告示第606号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、道営土地改良（斜里地区畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水、土層改良））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成16年 6月23日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年 6月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第607号

道営土地改良（北新地区経営体育成基盤整備（農業用排水、暗きょ））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道石狩支庁に備え置いて、平成16年 6月23日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年 6月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第608号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成16年 6月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 虻田郡虻田町字花和250の17地先・250の17（以上 1 筆地先 1 筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 白老郡白老町字虎杖浜401の 1 ・427の 5（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第609号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年 6月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 野付郡別海町泉川3の1（次の図に示す部分に限る。）
2 保安林として指定された目的 風害の防備
3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第610号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成16年6月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 島牧郡島牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 勇払郡占冠村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第611号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成16年6月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 亀田郡榎法華村字恵山27の1・36・67・68（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、66
(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 茅部郡南茅部町字尾札部2299（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 茅部郡南茅部町字臼尻313・314（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、320の1、320の2、321、322
(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字臼尻313・314・320の1・320の2・321・322（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 山越郡八雲町桜野72の3（次の図に示す部分に限る。）、64の1
(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件変更予定保安林 山越郡八雲町桜野91の1・92・96の1（以上3筆に
の所在場所 ついて次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

6(1) 指定施業要件変更予定保安林 久遠郡大成町字長磯324
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

7(1) 指定施業要件変更予定保安林 久遠郡大成町字都62の1・68の1・102（以上3筆
の所在場所 について次の図に示す部分に限る。）、62の6

(2) 保安林として指定された目的 落石の危険の防止

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第612号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年 6月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日
道道 美唄浦臼線 樺戸郡浦臼町字晩生内233番162地先（河川敷地）から 平成16. 7. 1
樺戸郡浦臼町字晩生内233番120地先まで

北海道告示第613号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年 6月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道
2	路 線 名	余市赤井川線
3	道路の区域	
	区 間	変更前後の別 敷 地 の 幅 員 延 長 国道等との重複区間
	余市郡赤井川村字都163番11地先から	前 19.00mから39.00mまで 300.00m —
	余市郡赤井川村字都170番1地先まで	後 19.00mから39.00mまで 300.00m —
		後 19.00mから26.00mまで 310.00m —

支 庁 告 示

北海道留萌支庁告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年 6月22日

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア ロータリ除雪車 (2.6m・3,400t/h級) 1台

交換契約によりロータリ除雪車1台(350PS)を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車1台(2.6m・3,400t/h級)を当該契約の相手方から調達する。

イ ロータリ除雪車 (2.2m・2,300t/h級) 1台

交換契約によりロータリ除雪車1台(200PS)を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車1台(2.2m・2,300t/h級)を当該契約の相手方から調達する。

ウ 除雪トラック (10t級、6×6、S、G、2W付) 1台

交換契約により除雪トラック1台(10t級、6×6、S、G、2W付)を契約の相手方に供し、除雪トラック1台(10t級、6×6、S、G、2W付)を当該契約の相手方から調達する。

エ 除雪トラック (10t級、6×6、S、G、1W付) 1台

交換契約により除雪トラック1台(10t級、6×6、S、G付)を契約の相手方に供し、除雪トラック1台(10t級、6×6、S、G、1W付)を当該契約の相手方から調達する。

オ 除雪グレーダ (4.0m級、シャッターブレード付) 1台

交換契約により除雪グレーダ1台(3.7m級、2W付)を契約の相手方に供し、除雪グレーダ1台(4.0m級、シャッターブレード付)を当該契約の相手方から調達する。

カ 除雪ドーザ (13t級、汎用ブラウ付) 1台

交換契約により除雪ドーザ1台(12t級、汎用ブラウ付)を契約の相手方に供し、除雪ドーザ1台(13t級、汎用ブラウ付)を当該契約の相手方から調達する。

アからカについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 平成16年11月26日

(4) 納入場所

ア 北海道留萌土木現業所羽幌出張所 1台

イ 同 羽幌出張所 1台

ウ 同 遠別出張所 1台

エ 同 事業部事業課 1台

オ 同 事業部事業課 1台

カ 同 遠別出張所 1台

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成16年6月22日から7月16日まで(土曜日及び日曜日を除く。)

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077-8585 北海道留萌市住之江町2丁目
北海道留萌土木現業所企画総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道留萌市住之江町2丁目 北海道留萌土木現業所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道留萌市住之江町2丁目 北海道留萌合同庁舎3階入札室(送付による場合は、郵便番号 077-8585 北海道留萌市住之江町2丁目 北海道留萌土木現業所企画総務部総務課)

(2) 入札日時 平成16年8月2日 午後1時30分(送付による場合は、平成16年7月30日必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道留萌市住之江町2丁目
北海道留萌土木現業所企画総務部総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

9 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)のイ、(6)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道留萌土木現業所企画総務部総務課
(2) 所 在 地 郵便番号 077 - 8585 北海道留萌市住之江町2丁目
電話番号 0164 - 42 - 1511 内線 4115

10 Summary
A . Nature and quantity of the products to be Procured :
(a) Rotary Snow Remover (Rotary plow length 2.6 meters, Maximum snow removing capacity : 3,400 tons per an hour class) Quantity 1
(b) Rotary Snow Remover (Rotary plow length 2.2 meters, Maximum snow removing capacity : 2,300 tons per an hour class) Quantity 1
(c) Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and two-way side-plow) Quantity 1
(d) Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and one-way side-piow) Quantity 1
(e) Snow Removing Greder (Blade length : 4.0 meters class. Attaching side-shutter) Quantity 1
(f) Snow Removing Tire Dozer (13 tons class, Multi plow) Quantity 1
B . Bid tendering date and time : 13 : 30 P. M., August 2, 2004
C . Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Rumoi District Public Works Management Office, 2-chome, Suminoechou, Rumoi, Hokkaido, 077-8585 Japan.
Phone : 0164-42-1511 Extension 4115

道教育庁上川教育局告示

北海道教育庁上川教育局告示第6号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成16年6月22日

北海道教育庁上川教育局長 西 田 俊 夫

1 落札に係る物品等の名称及び数量
教育情報化設備整備（校内LAN）に係る物品一式

(1) パーソナルコンピュータ 39台
(2) OAボード 3台
(3) ビデオプロジェクター 13台
(4) スクリーン 28台
(5) その他の周辺機器（プリンターほか） 一式

2 落札を決定した日
平成16年3月1日

3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社サイトー
(2) 住 所 旭川市神楽岡14条7丁目1-22

4 落札金額
12,915,000円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の告示
平成16年1月23日付け北海道教育庁上川教育局告示第1号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁上川教育局企画総務課
(2) 所在地 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号